実施方針等に関する意見書に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	意見の内容	市の回答
1	実施方針	7	1	(8)			事業期間（第3期整備）	事業者の提案により前倒し可能となっていますが、前倒しにより第3期整備分の維持管理・運営期間が長くなり、入札価格面では不利となりますので、前倒し提案に対する評価点を明確化いただけますようお願いします。	ご意見として承ります。 また、実施方針に関する質問への回答No6をご参照ください。
2	実施方針	7	第1	(8)	ア		事業期間　ア本公園	第3期の整備時期について事業者の提案によるとありますが、事業終了時期が変わらないとすると前倒しした分、維持管理・運営費が増額する可能性がありますが、それらを踏まえても前倒しした方が評価されるのでしょうか。大きなインセンティブがないと実現しにくいかと思慮します。あるいは開館から15年間といった業務期間が変わらないなどの配慮はあるのでしょうか。	No1の回答をご参照ください。
3	実施方針	13	第2	(5)	ア		募集及び選定のスケジュール（予定）	競争的対話の進め方や議題など詳細な情報は早めに開示いただけますと幸いです。準備に時間を要するため。	ご意見として承ります。
4	実施方針	13	第2	(5)	ア		募集及び選定のスケジュール（予定）	実施方針等の公表から募集の開始までが2か月程度とPFI事業としてはかなりの短期間と思いますので、スケジュールの後ろ倒しをご検討いただきたい。	ご意見として承ります。
5	実施方針	15	(5)	サ			基本協定の締結	基本協定書で独禁法違反や談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反や談合等を行った場合に限定し、違約金についても帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きたく、仮に連帯債務の場合、構成員及び協力企業が自ら受託する業務以外のリスクを負担することになり、各企業にとってリスクが過大で、本事業への参入障壁が高くなりますので、ご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
6	実施方針	15	(5)	サ			基本協定の締結	事業契約書を締結した時点で、基本協定書の目的は既に達成されており、事業契約締結後の違約金条項は事業契約書にて別途規定されておりますため、基本協定書の有効期間は、事業契約締結迄として頂けますようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
7	実施方針	18	第2	(6)	オ		構成企業及び協力企業の制限	「(ケ)子会社又は親会社が(ア)から(ク)までのいずれかに該当する者」とありますが、数十以上「子会社」がある企業も考えられ、参加資格のために、全ての子会社の納税証明や表明書・確約書を取得することは困難になりますので、参加資格申請書類については、簡便になるようお願いします。	ご意見として承ります。 また、実施方針に関する質問への回答No55をご参照ください。
8	実施方針	18	第2	(6)	カ	（ア）	本公園の第二期整備及び第三期整備の設計企業	項目2については条件緩和（実績条件）をご検討いただきたい。	ご指摘を受けて、再度慎重に検討し、詳細は募集要項公表時に示します。
9	実施方針	19	第2	(6)	カ	（イ）	アート・出会いの広場の設計企業	項目3については条件緩和（実績条件）をご検討いただきたい。	ご指摘を受けて、再度慎重に検討し、詳細は募集要項公表時に示します。
10	実施方針	19	第2	(6)	カ	（ウ）	本公園の第二期整備及び第三期整備の工事監理企業	項目2については条件緩和（実績条件）をご検討いただきたい。	ご指摘を受けて、再度慎重に検討し、詳細は募集要項公表時に示します。
11	実施方針	22	第2	(6)	ケ	（ア）	特別目的会社の設立	「仮契約締結までに」SPCを設立するものとされていますので、基本協定締結から仮契約締結までの期間が、SPC設立のために必要十分な期間となるようにご配慮ください。	ご意見として承ります。
12	実施方針	33	別紙1	一般	22		リスク分担表	物価変動（最低賃金等を含む）が著しい状況であることから、△などではなく具体的な基準を設定し、更に事業者でコントロール出来ない部分は市の負担とするとしていただきたい。	物価変動に係る詳細は公募時に公表する「事業契約書（案）」及び「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	意見の内容	市の回答
13	実施方針	33	別紙1	一般	27		リスク分担表	不可抗力に天災等とありますが、新型コロナウイルス感染症など感染症やその他の事項を出来る限り詳細に項目出ししていただき、かつ△などではなく具体的な基準を設定し、更に事業者でコントロール出来ない部分は市の負担とするとしていただきたい。	公募時に公表する「事業契約書（案）」において示します。
14	実施方針	33	別紙1	No.27			不可抗力リスク	不可抗力事由に関連して保険金が支払われた場合、当該保険金を第一に生じた損害額に充当することとし、保険金充当後の損害額（もしあれば）を貴市及び事業者で分担する建付けとすることをご検討ください。	ご意見として承ります。
15	実施方針	33	別紙リスク分担表	22			物価変動リスク	市と事業者両方に△のマークがついていますが、物価変動した際には、事業者に支払うサービス購入費の見直しをしていただけるようお願いします。また、物価変動については指数に基づく改定（物価スライド条項）を適用いただける認識で宜しいでしょうか。	物価変動に係る詳細は公募時に公表する「事業契約書（案）」及び「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
16	実施方針	34	別紙1	No.42			完工遅延リスク	不可抗力事由発生に伴う完工遅延は事業者による債務不履行を構成せず、そのリスクは貴市の負担とすることをご検討ください。	公募時に公表する「事業契約書（案）」において示します。
17	実施方針	34	別紙1	No.47			所蔵品管理リスク	所蔵品に付保するためには所蔵品の評価価格が必要ですので、所蔵品の評価価格が分かる資料をご開示ください。	市が所蔵品・預託品・展示品等の管理および付保を行うものと考えており、事業者に付保いただくことは考えておりません。
18	実施方針	34	別紙1	No.47			所蔵品管理リスク	所蔵品の評価価格が不明な場合（資料の開示ができない場合を含みます。）、事業者として保険を付すことが難しくなりますので、事業者のリスク負担から除外することをご検討ください。	ご意見として承ります。
19	実施方針	34	別紙1	No.48			所蔵品管理リスク	不可抗力による所蔵品の毀損は、本事業の業務の遂行や拡大する損害を最小限に抑えることを目的とした不可抗力のリスク分担（別紙1No.27）とは利益状況が異なると考えられます。したがって、不可抗力による所蔵品の毀損は別紙1No.27によるのではなく、そのリスクは貴市の負担とすることをご検討ください。	ご意見として承ります。
20	実施方針	34	別紙1	No.49			預託品管理リスク	預託品に付保するためには預託品の評価価格が必要ですので、預託品の評価価格が分かる資料をご開示ください。	No17の回答をご参照ください。
21	実施方針	34	別紙1	No.49			預託品管理リスク	預託品の評価価格が不明な場合（資料の開示ができない場合を含みます。）、事業者として保険を付すことが難しくなりますので、事業者のリスク負担から除外することをご検討ください。	ご意見として承ります。
22	実施方針	34	別紙1	No.50			預託品管理リスク	不可抗力による預託品の毀損は、本事業の業務の遂行や拡大する損害を最小限に抑えることを目的とした不可抗力のリスク分担（別紙1No.27）とは利益状況が異なると考えられます。したがって、不可抗力による預託品の毀損は別紙1No.27によるのではなく、そのリスクは貴市の負担とすることをご検討ください。	ご意見として承ります。
23	実施方針	34	別紙1	No.51			展示品管理リスク	展示品に付保するためには展示品の評価価格が必要ですので、展示品の評価価格が分かる資料をご開示ください。	No17の回答をご参照ください。
24	実施方針	34	別紙1	No.51			展示品管理リスク	展示品の評価価格が不明な場合（資料の開示ができない場合を含みます。）、事業者として保険を付すことが難しくなりますので、事業者のリスク負担から除外することをご検討ください。	ご意見として承ります。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	意見の内容	市の回答
25	実施方針	34	別紙1	No.52			展示品管理リスク	不可抗力による展示品の毀損は、本事業の業務の遂行や拡大する損害を最小限に抑えることを目的とした不可抗力のリスク分担（別紙1No.27）とは利益状況が異なると考えられます。したがって、不可抗力による展示品の毀損は別紙1No.27によるのではなく、そのリスクは貴市の負担とすることをご検討ください。	ご意見として承ります。
26	要求水準書(案)						共通	既存美術館の活動や事業を引き継ぐような業務については、実績額や資料、内容をお示しいただけないでしょうか。受託後の市と事業者の想定業務内容の乖離を可能な限り小さくするため。	・事業別行政評価シート ・版画美術館の展覧会事業報告 ・市立博物館の年報 などをご参照ください。 ご指摘を受けて、詳細を近日中にお示したいと考えております。
27	要求水準書(案)						共通	事業内に含む、イベントや体験プログラム数の事業費試算にあたり、市が考える想定の回数や規模感(参加者数など）をそれぞれお示しいただけないでしょうか。 また、展覧会関連イベントや工房の市プログラムなどに関連して広報業務などの作業量を把握するために、市が行う事業の全体像をお示しいただけないでしょうか。	ご指摘を受けて、詳細を近日中にお示したいと考えております。
28	要求水準書(案)						目標利用者数	現時点での市が考える各施設の想定利用者数をお教えください。	実施方針等を公表時の町田市ホームページ上資料「【別紙19】町田市芹ヶ谷公園”芸術の杜”パークミュージアム事業に係る役割分担と要求水準の考え方（概要）」をご確認ください。
29	要求水準書(案)	19	第2	2	(6)	②	土壌汚染状況	貴市による土壌・地歴調査を行わないのであれば、調査を実施した場合のリスク分担表の記載をいただきたいです。	近日中に回答いたします。
30	要求水準書(案)	30		(10)	ウ		「（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」の設計	2023年6月頃に、基本設計図面を追加資料として提示する予定である。 とのことですが、実施設計内容によっては工事費が変わることが想定されます。事業費の積算に大きな影響を与えるものは出来る限り公募開始時にご提示いただくか、または積算基準を市が提示し、その差額が生じた場合は市が費用負担をする等を検討いただきたい。また、特に喫茶部分は出店を考える事業者との協議に大きな影響があることから、事業者決定までの費用・役割分担等を出来るだけ明確にご提示いただきたい。	万が一差額が生じる場合、費用負担等については協議・対応するなど、ご迷惑をおかけしないよう対応について検討いたします。
31	要求水準書(案)	34	第5	2	(1)	①	基本的な考え方	本件は周辺住民からの注目度が高く、事業に対して疑問を表明している者もいる旨情報を得ています。周辺住民及び周辺施設管理者への事前説明については、事業主体である貴市と事業者が共催で実施するべきだと考えます。	建設工事関係の説明につきましては、市の他事業と同様に、事業者が実施するものとしていますが、事業内容に係る質疑等への対応につきましては、市が担う想定であります。
32	要求水準書(案)	56	2	（１）	イ		定期清掃	「（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」について、 >２０２３年６月頃に、基本設計図面を追加資料として提示する予定である。 とのことですが、実施設計内容によっては定期清掃の範囲が変わることが想定されます。事業費の積算に大きな影響を与えるものは出来る限り公募開始時にご提示いただくか、または積算基準を市が提示し、その差額が生じた場合は市が費用負担をする等を検討いただきたい。	No30の回答をご参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	意見の内容	市の回答
33	要求水準書(案)	56	2	（１）	イ		要求水準	展示室や収蔵庫の清掃については、学芸員の指導と立ち合いの下、文化財ＩＰＭコーディネータなどの資格を持つ専門業者に行わせること。 との記載がありますが、学芸員の指導・立ち合いの頻度に想定があれば予めご提示いただきたいことと、文化財ＩＰＭコーディネータなどの資格については必須ではなく推奨程度に留めて頂きたい。	美術品の中には、化学反応により変色したり劣化したりするものが含まれており、文化財に対する知識のないスタッフが、薬剤を使用して展示室や収蔵庫を清掃することには高いリスクが伴います。そのため、作業員全員が文化財ＩＰＭコーディネータの資格を所持する必要はありませんが、作業の責任者（あるいは監督者、リーダー）は資格の所持を必須とし、社内研修などで作業員全員と知識を共有されることを望みます。
34	要求水準書(案)	65		(5)	③	ア～キ	要求水準	業務の対象範囲のうち、美術館内で必要な業務と、美術館ではない部分で不要な点検項目が発生することが想定されるので、具体的に項目と範囲の解釈協議が対話等で実施できる機会をいただきたい	機会を設けるように前向きに検討します。
35	要求水準書(案)	89	第10	２	(1)	ア	○費用負担	ミュージアムショップは、市が用意する図録等以外については独立採算とし、必要 な什器、備品、販売する商品の調達等の業務を行い、廃棄物処分費も含んだ全ての 経費を事業者が負担し運営すること。とありますが、ショップに係るイニシャルに係る費用はサービス対価に含むとしていただけないでしょうか。 一般的なミュージアムショップではイニシャルかかるコストを投資回収することは困難ですが、本案件も難しいと思慮します。また現在の ショップの実績も開示いただけますと幸いです。	ご指摘を受けて、再度慎重に検討し、詳細は募集要項公表時に示します。 また、ショップの実績につきましては、近日中に公開する予定です。
36	要求水準書(案)	90	第10	2	【アート・出会いの広場（第7パークミュー	(1)イ	オリジナルグッズ開発業務	オリジナルグッズの在庫につき、事業期間終了後にミュージアムショップを運営する者への委託販売に加え、当該運営する者による買取も可能とすることをご検討ください。	前向きに検討します。